

げに反対が61%に上っていると、こういう状況であります。このたびの請願は、この全会一致の国会での決議を直ちに実行すべきものだという、至極もったもな主張であります。

また、第2点目は、年金積立金の活用策についてであります。国民の納めた保険料の積立金を株式運用して、6兆円もの穴をあけた上に、全国の13カ所に建てたという保養施設グリーンピア。政府は平成18年まですべてを廃止、売却するという方針だそうではありますが、売却見通しがあるのは、そのうちのたった2カ所だけあります。こういうやり方をしながら、だれも責任をとっていない。これで国民に痛みを押しつけることができるのか。これが公的年金加入者の心の底からの怒りの声であります。したがって、こういう安心できない、余り安心できないという方が83%に上るといふアンケート調査の結果にもあらわれているのだと思うのであります。

+ 長井市の資料、長井のあらましなどによりますと、国民年金を受給されている方は、平成14年度1年間で8,224人、給付水準で言いますと、平均月額4万8,000円という低い水準であります。ちなみに生活保護支給の1件当たりの平均支給額は、月額にして6万8,600円でありまして、これと比べても極めて低くなっているということでもあります。

また、先ほどの新聞の調査によりますと、年金を含め、夫婦二人の必要な1カ月の生活費は30万円程度というのが42%、20万円程度が40%というふうなことであります。

こうしたことから、基礎年金、国民年金という土台部分が崩れてきているわけで、そこに

対する国庫負担を来年度から2分の1に引き上げるといふ、国民に対する公約を直ちにやることは緊急の課題であり、まず土台をしっかりとすべきだといふこの請願を採択すべきだといふふうに訴えて、私の賛成討論とい

たします。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わりました。

これより採決に入ります。

厚生委員長の報告は、請願第3号は、不採択であります。

原案について、採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、請願第4号、消費者保護基本法の抜本改正を求める国への意見書提出を求める請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

厚生委員長の報告は、請願第4号は、採決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

町田義昭産業・建設常任委員長 平成16年第1回市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案8件、請願1件について、審査いたしました経過と結果につ

いてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月11日、委員全員出席のもと、所管課長の出席を求め開催しております。

なお、議案・請願の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

初めに、議案第11号、市道路線の認定について、議案第12号、市道路線の変更について申し上げます。

審査にあたり建設課長からは、市道路線の認定「清水町一本松線並びに中道宮原線」については、宮原地区基盤整備事業により新設となった道路へ接続する道路としての維持管理が必要となったため認定し、市民の利便性の向上に資したいとの説明を受けたところであります。

また、市道路線の変更、「北向線」については、一部、車の出入りのできない狭隘な道路が市道として認定されておりますが、実際には、変更後の路線を使用している状況にあるため、現状にあったものに変更するためのものと説明を受けたところであります。

採決の結果、議案第11号並びに議案第12号は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、古代の丘整備事業用地の取得について申し上げます。

審査にあたり農林課長からは、土地開発公社が古代の丘整備事業のため、平成5年に代行取得していた土地を、土地開発公社経営健全化計画に基づき、長井市が土地開発公社から購入するもので、場所については、土偶広場の南側の芸術の広場であるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、長井北工業団地産業道路用地の取得について申し上げます。

審査にたり商工観光課長からは、議案第16号は、議案第15号と同じ理由により、土地開発公社が「長井北工業団地産業道路用地として」昭和48年から50年に代行取得していた土地を、長井市が土地開発公社から購入するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、購入単価は、平米当たりどれくらいの金額になるのかとの質疑がなされ、課長からは、平米当たり約2万5,500円程度であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号、長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査にあたり農林課長からは、このたびの改正は、利用実態を考慮し利用者の利便性の向上を図るため、現行の基本使用料を基準とし、現在の半日・夜間・全日単位の使用料を時間単位に、また、宿泊利用にも対応できるように改正し、さらに、市内・市外の居住者が、より利用しやすいように使用料の緩和を行うとともに、営利または宣伝を目的とする場合は、一律15倍の額と改定したものであり、平成14年度の利用回数については565回、利用延べ人数は6,005人、利用述べ時間は1,569時間となっており、1回当たりの平均利用時間は2.8時間となっているとの説明を受けたところでございます。

質疑に入り、委員からは、使用料は消費税が含まれた金額なのか、市内・市外の利用者の割合はどの程度か、学校関係や社会教育活動団体が利用した場合の免除や減免措置はどのようになっているのかとの質疑がなされ、課長からは、使用料については、消費税を含んだ金額であり、利用者については、ほとんどが市内の利用者で占められている状況である

こと。さらに、学校関係や社会教育活動での利用については、免除規定を適用し、その他の団体についても、そのケースによる減免規定を適用しており、平成14年度の使用料は、3,950円であったとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、多目的研修センターのトイレについては、水洗ではないために苦情はないのかとの質疑がなされ、課長からは、苦情は現時点ではないが、地区公民館等との改築と合わせ検討すべきことと思っていると答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、多目的研修センターは、市民から愛されており、利用しやすい料金への改定は大変よいことである。また、施設は、昭和57年に建設され老朽化が進んでいるため、維持管理の徹底と浄化槽の設置を今後検討することをお願いし、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

+ 採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、長井市特用林産物展示実習施設設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査にあたり農林課長からは、このたびの改正は、議案第24号と同様に利用実態を考慮し、利用者の利便性の向上を図るための改正であり、改正内容についても同様であること。また、平成14年度の利用回数については28回、利用延べ人数は403人、利用延べ時間は148時間となっており、1回当たりの平均利用時間は5.3時間となっているとの説明を受けたところでございます。

質疑に入り、委員からは、平成14年度の利用料は幾らかとの質疑がなされ、課長からはゼロ円であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり

り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号、長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査にあたり建設課長からは、このたびの改正は、消流雪用水導水路敷に整備した公園を、自然と共生する市民生活のいこいの場としての市民の方に利用していただくために、今まではボランティアに管理をお願いしておったものでありますけれども、地区の要望により長井市が管理とするため、条例を改正するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、公園付近には水路があり、夏場に急激な増水等による危険も推測されるが、子供たちに対しての危険はないのか、また、雪囲いや除草はシルバー人材センターをお願いするとのことであるが、簡易トイレの清掃管理はどうなるのかとの質疑がなされ、課長からは、水路の最大流量は冬期間であり、夏場には、維持流量程度で多いときで30センチから40センチの水位となる。また、モニターにより流量を随時把握できる状況にあり、急激な増水には対応できるため、子供たちも水に親しんでほしいと考えております。

また、簡易トイレの清掃については、長井市で委託したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、当該箇所付近は、以前からわき水のある場所であり、そのために下流の地区で河川のはんらんがあったと記憶しているが、その心配はないのかとの質疑がなされ、課長からは、下流地区の河川の溢水は、直接的に消流雪用水路とのかかわりはなく、このたびの宮原地区基盤整備事業にあわせ、下流の河川の整備も行ったため解消されたとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、公園は多くの人が

いこいの場として利用するため、常に安全が保たれるよう万全の注意をしていただき、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号、長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

審査にあたり建設課長からは、株式会社長井観光が温泉を発掘し、その排湯を下水道に排出することになるが、排出量が多量となるため使用料金が膨大となり、経営面を圧迫することとなる。産業振興の面からも、使用料金を通常料金よりも低額に定める必要があり、温泉を抱える近隣市町も通常料金の3割程度の料金となっている。長井市も高島町・川西町と同額に通常料金の3割程度の料金、1立方当たり55円と定めるものである。今後、公衆浴場が設置された場合も同額と考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、浴場の1日当たりの排水は、幾らくらいと想定しているかとの質疑がなされ、課長からは、1日210立方、1カ月6,300立方と見込んでいるとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、近隣自治体と同じ、通常料金の3割程度の使用料の算出であり、妥当である。今後も成分等についても常時観察し、後々、問題の生じないように注意する必要があるとの意見を付して、賛意を表するとの意見がなされたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号、市道築地線（寺泉地内）の道路拡幅の請願について申し上げます。

本請願は、リバーヒル長井評議員、飯沢栄一郎氏、長井市寺泉2759番地、鈴木利文氏を代表として提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、介護老人保健施設「リバーヒル長井」に通じる市道築地線は狭隘な状況にある。平成13年度に緊急避難的に待避所を設置していただいたが、介護事業には比較的車幅の大きめの車両を必要とすることや、施設入居者の増加により家族の面会も増加し、特に降雪時には除雪をしても車のすれ違いが困難な状況にある。市民にとって、今後ますます重要となる介護老人保健施設への進入路の安全の確保と近隣住民の利便性の確保のため、市道築地線の拡幅をお願いしたいとするものであります。

質疑に入り、委員からは、現道の舗装部分は何メートルかとの質疑がなされ、課長からは、現道は農道規格であり、道路幅員5メートル、舗装巾4.5メートルであり、平成13年度に1カ所を待避所を設定しているが、平成16年度にもう1カ所設置する予定であるとの答弁を受けたところであります。

委員からは、以前から農道規格であることがわかっており、施設建設時点での道路拡幅が必要であったと思われる。施設開設時点での道路の状況と請願には、地域住民にとっても極めて重要な市道と記載されているが、近隣住民の利用状況はどの程度なのかとの質疑がなされ、課長からは、道路を利用しての建設許可申請がなされたものと思うので、当時としては十分であったと思われる。長井市としては、道路沿いには2戸の住宅のみであり、集落の主要道路とは考えにくく、あくまでも施設への利用道路と考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、せめて施設の職員は、一方通行にするとか、冬期間の通行が困難であるとすれば、路肩にポールを設置をするとかでしのげないのかとの質疑がなされ、課長からは、職員を含めた施設の車については、一方通行で利用するよう調整を図りたい。また、

冬期間は、除雪路線であり、ポールを設置することは可能であるが、南北に走る路線であり、道路を拡幅しても吹きだまりができるものと思われる。解決には、防雪柵の設置が必要と考えられるとの答弁を受けたところがあります。

討論に入り、委員からは、経過はいろいろあると思われませんが、当初は、現在ほどの大きな施設になるとは予想できず、その後の社会状況の変化により大きな施設への対応も余儀なくされたものと考えられます。高齢化社会に対応する施設として重要な施設であり、また、生き物ふれあい公園にも通ずる道路である。現道の幅員が5メートルと狭い上に、以前より交通量も増加している。また、平成16年度は、緊急避難的に待機所を設置し、その後、福祉を考える立場から年次計画で拡幅すべきものであると賛意を表すとの意見がなされたところがあります。

+ さらに、委員からは、公的な面を備えた介護老人保健施設であることは理解できるが、長井市の施設ではない。施設自体でも一方通行等の自助努力が必要と思われる。さらに、請願は、施設関係者からでなく、地区として出されるのが望ましいと思われるので、施設と地域関係者との話し合いもぜひ行ってほしいとの意見を添えて、賛意を表すとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対して、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

これより採決に入ります。

まず、日程第12、議案第11号、市道路線の認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第11号は、原案可決であります。

産業・建設委員長の報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第12号、市道路線の変更についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第12号は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第15号、古代の丘整備事業用地の取得についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第15号は、原案可決であります。

産業・建設委員長の報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第16号、長井北工業団地産業道路用地の取得についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第16号は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第24号、長井市多目的研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第24号は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第25号、長井市特用林産物展示実習施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第25号は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第18、議案第26号、長井市河川公園条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第26号は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第19、議案第27号、長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、議案第27号は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第20、請願第1号、市道築地線(寺泉地内)の道路拡幅の請願の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

産業・建設委員長の報告は、請願第1号は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

+